

新規就農者チャレンジ事業 事業要件確認シート

交付対象希望者名:

確認項目	確認方法	添付資料(既に提出済のものは不要)	本人チェック欄	市チェック欄
(1) 事業実施地区に係る要件				
① 営農地が属する地域計画が、ア若しくはイの要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実であること。 ただし、原子力被災12市町村又は令和6年度能登半島地震の被災市町で営農する場合は、この限りではない。	営農地が属する地域計画を確認し、ア又はイのどちらに該当するの か確認。 ア 地域計画の目標集積率が6割以上(都府県の中山間地域は5割以上) イ 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する		<input type="checkbox"/>	1. アを上回っている 2. イを上回っている 3. 原子力被災12市町村 又は令和6年度能登半島地震の被災市町で営農する
(2) 交付対象者に係る要件				
① 独立・自営就農時の年齢が、65歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。	履歴書の生年月日、身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)と、独立・自営就農時点(予定含む)により確認。	<ul style="list-style-type: none"> 履歴書 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し) 経営農地一覧 農地基本台帳等農地の権利設定をした時期が分かるもの 農業機械・施設の売買・賃借の契約書や購入の際の領収証、固定資産課税台帳等の写し 農産物出荷伝票や生産資材等を購入したときの納品書、請求書、領収書等 交付対象者の営農口座の通帳の写し及び売上げ等を管理する帳簿 開業届 青色申告承認申請書 	<input type="checkbox"/>	独立・自営就農時の年齢 — 歳
② 青年等就農計画の認定を申請時において受けていること。	青年等就農計画認定書の写しの認定期間により確認。	青年等就農計画認定書の写し	<input type="checkbox"/>	青年等就農計画の認定期間 — 年 月 日まで
③ 目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。	青年等就農計画及び以下の書類等により確認。 【目標地図に位置付けられている場合】 対象地域の目標地図 【確実と見込まれる場合】 目標地図作成検討会の議事録、その他目標地図検討過程が判るもの(例:地域での話し合いメモ等)		<input type="checkbox"/>	目標地図に 1. 位置付けられている 2. 位置付けられる見込み
④ 経営開始資金等による資金の交付を申請時において受けていないこと。	データベース登録(修正)時に同一人・実合確認を行い、必要に応じて全国農業会議所へ問い合わせる。		<input type="checkbox"/>	
⑤ 経営発展支援事業等による助成を過去に受けている場合は、既に成果目標を上回る成果を上げている、又は、事業実施年度の前年度の経営規模(農業所得、販売額、作付面積、飼養頭数のいずれか)がア若しくはイを上回っていること。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると取組主体が認める場合は、この限りではない。	ア 経営発展支援事業等の別紙様式第1号の別添1収支計画及び市町村基本構想を確認し、ア又はイのどちらに該当するの か確認。 イ 市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項の基本構想をいう)における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の値を5で除した値に、農業経営開始からの年数を乗じて得た値 なお、経営規模が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき経営規模の補正を行うことができるものとする。		<input type="checkbox"/>	1. アを上回っている 2. イを上回っている 3. 災害、病気等のやむを得ない事情があると取組主体が認める
⑥ 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減に取り組み意思があること	新規就農者チャレンジ事業計画の別添8「みどりチェック」チェックシートにより確認。	「みどりチェック」チェックシート	<input type="checkbox"/>	

※ 要望調査時点で要件を満たしていない場合は、交付申請者の事業計画の承認申請時までに要件を満たすことが確実であることを確認してください。